

府内5市間「パートナーシップ宣誓制度等に係る 都市間連携に関する協定」の締結について

福知山市では、令和4年4月1日から「福知山市みんなの多様な性を尊重する条例」を制定し、条例に基づき、「福知山市パートナーシップ制度」を開始しています。

この度、京都市、亀岡市、長岡京市及び向日市と『パートナーシップ宣誓制度等に係る都市間連携に関する協定』を締結します。

1 協定内容について

(1) 都市間連携の開始日

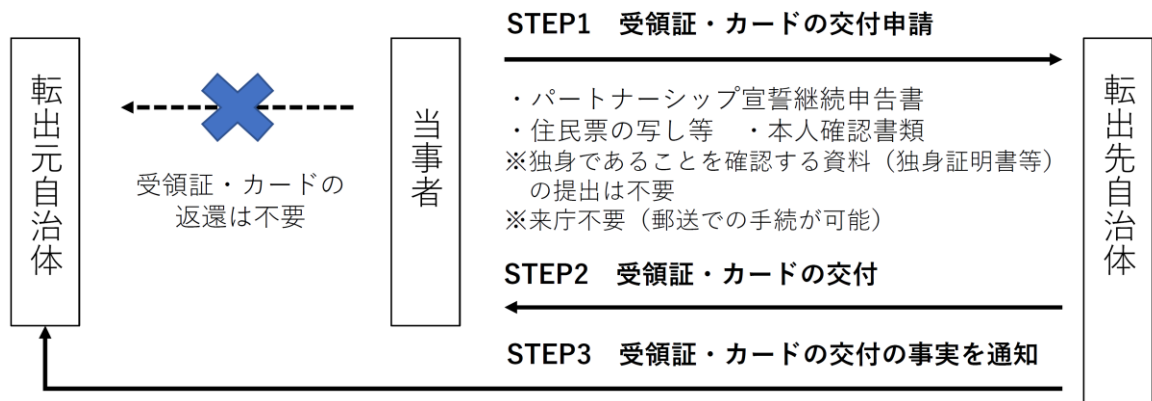
令和4年7月1日（金）

(2) 協定による連携事項

＜パートナーシップ宣誓制度の相互連携＞

- ・ 転出元自治体への「パートナーシップ届受理証明書」及び「パートナーシップ届受理証明書カード」の返還手続きが不要になります。
- ・ 転出先自治体への手続きは、提出書類が一部省略でき、改めて届出をする必要はありません。

▼連携スキーム



＜パートナーシップ宣誓制度の枠を超えた連携＞

以下のとおり、5市間で連携し、パートナーシップ宣誓制度の利便性の向上とあわせて、性の多様性の理解を広め、当事者の生きづらさの解消に取り組みます。

- ・ L G B T 関連施策，事業の情報共有
- ・ 当事者の居場所づくりの取組や講座案内などをホームページ上で紹介し，各都市の取組を相互に P R
- ・ 当事者の居場所づくりの取組の連携 等